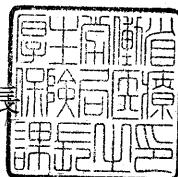


地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月17日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第2部第2節第1款C108（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 2 別添1第2章第2部第2節第1款C108-2（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。



(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	別添 1	現 行
第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 2 節 在宅療養指導管理料 第 1 款 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 C 108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 2 節 在宅療養指導管理料 第 1 款 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 C 108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料	(1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフイン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、オキシコドン製剤又はフルビプロフェン注射又はポンプ装置を用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又はオキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連續注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 ア液が取り出せない構造であることと ア患者等が注入速度を変えることができないものであることを	(1) 略 (2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフイン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、オキシコドン製剤又はフルビプロフェン注射又はポンプ装置を用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又はオキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーザブルタイプの連續注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。 ア液が取り出せない構造であることと ア患者等が注入速度を変えることができないものであることを
第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 2 節 在宅療養指導管理料 第 1 款 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 C 108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料	(1) 略 (2) (1)の化学療法とは、携帯型ディスポーバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインシターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髓性白血病、ヘアリーセル白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。	(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインシターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髓性白血病、ヘアリーセル白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(3) ~ (10) 略

C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛法とは、ブプレノルفين製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスプレー_ザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、エンドタニルクエン酸塩製剤、モルヒネ塩酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレー_ザブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア葉液が取り出せない構造であることができないものであることを

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスプレー_ザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリーエリート細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

(1) 略

(2) (1)の鎮痛法とは、ブプレノルفين製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はフルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスプレー_ザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、エンドタニルクエン酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレー_ザブルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア葉液が取り出せない構造であることができないものであることを

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスプレー_ザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリーエリート細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略